

## 第10号議案

あだち子どもの未来応援基金条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月19日

提出者 足立区長 近藤 弥生

あだち子どもの未来応援基金条例

(設置)

第1条 全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を目指し、子どもの健やかな成長を支援する団体及び食の支援を行う団体への活動助成並びに足立区の区域内に存する児童養護施設等の退所者の支援を行うため、あだち子どもの未来応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て等)

第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めるところによる。

2 前条に規定する目的のために区になされた寄附金は、予算に計上して、基金に組み入れることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(収益の用途等)

第4条 基金から生じる収益は、予算に計上して、この基金の目的とする事業に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

(審査会)

第7条 前条に規定する処分を適正に行うため、区長の附属機関として、あだち子どもの未来応援基金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の所掌事項)

第8条 審査会は、基金の処分及び処分に付随する事項に関し、区長の諮問に応じて調査審議する。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

あだち子どもの未来応援基金審査会
------------------

日額 8,000円
-----------

(提案理由)

あだち子どもの未来応援基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。